



発行 東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施……………(生活文化局計量検定所検査課)……………一
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(同)……………三
 - 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定(二件)……………(建設局道路管理部監察指導課)……………四
- 告 示(選)
- 平成二十三年東京都選挙管理委員会告示第四百十三号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………七
 - 政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができなくなった団体(二件)……………七
 - 政治団体の届出……………九
 - 政治団体の届出事項の異動の届出……………一〇
 - 政治団体の解散の届出……………一三
 - 資金管理団体の指定の届出……………一三
 - 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………一四

告示

東京都告示第千二百六十四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十四年八月十七日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 検査地域 大田区
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成二十四年九月十八日から同年十二月三十一日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在

公 告

- 資金管理団体の取消しの届出……………一五
- 政治団体の収支報告書の要旨(平成二十一年分第四回)……………一五
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………一七
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………一六
- (産業労働局商工部地域産業振興課)……………一六

東京都告示第千二百六十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十四年東京都告示第二十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

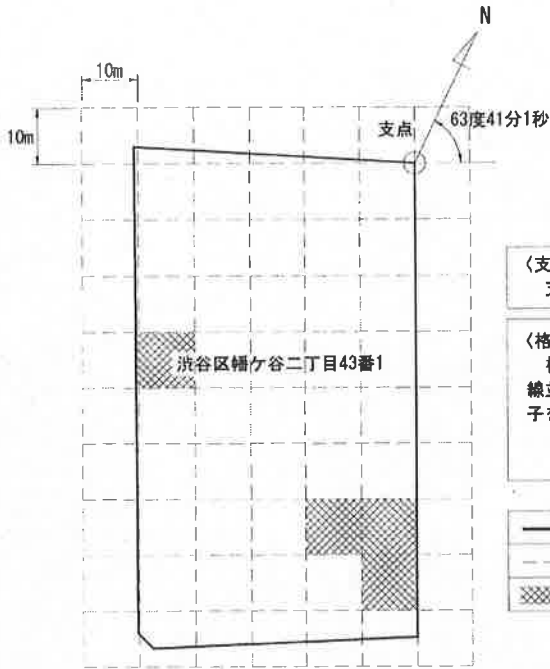
平成二十四年八月十七日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区千住東二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
検査機関
の名称

別図



〈支点〉
 支点は、渋谷区幡ヶ谷二丁目43番1の最北端の地点とする。

〈格子の回転角度〉63度41分1秒
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

凡 例

	筆境界線
	単位区画境界線
	指定を解除する区域

●東京都告示第千二百六十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

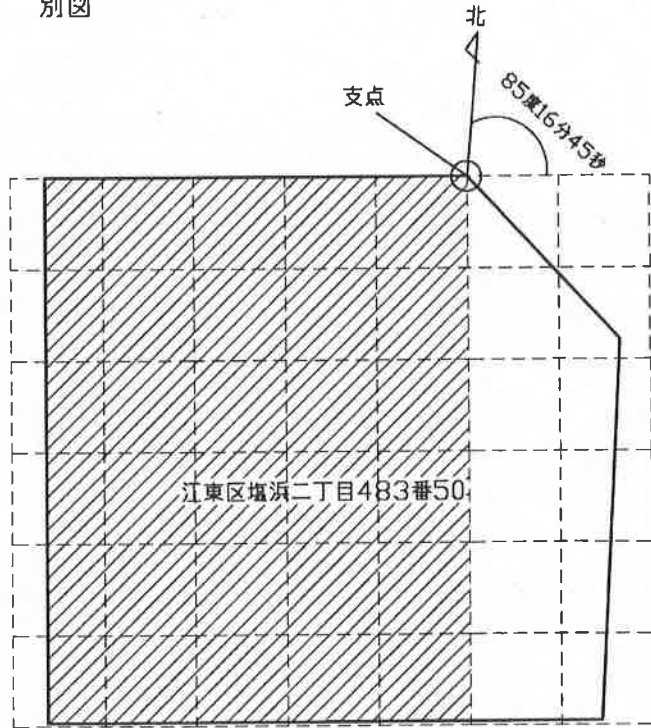
平成二十四年八月十七日

東京都知事 石原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区塩浜二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別図



〈凡例〉
 - - - : 単位区画
 ——— : 敷地境界、筆境界
 ▨▨▨ : 形質変更時要届出区域

〈支点〉
 支点は、江東区塩浜二丁目483番50の最北端とする。

〈格子の回転角度(85度16分45秒)〉
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百六十八号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

平成二十四年八月十七日

東京都知事 石原 慎太郎

一 路線名 都道赤坂杉並線

二 指定する区間 港区南青山四丁目三百番三地先から同区南青山六丁目三百七十四番地先まで

三 指定の概要 別図表示のとおり